京都市告示第159号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 平成23年6月13日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類市道供用開始の期日告示の日

路線名及び道路の区域

路	線	名	区	間	旧新別	延	長	敷地	の巾	福員
南第三経号線		5	南区東九条北松ノ木町39番地の17地先 から 同町44番地の3地先まで		旧		メートル 22. 80	2. 30	\sim	メートル 5.00
					新		35. 50	3. 65	\sim	21. 20

(建設局土木管理部道路明示課)